

平29福個答申第1号
平成29年8月4日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(財政局税務部法人税務課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成27年6月12日付け財法第37号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第98号

「給与支払報告書特別徴収に係る給与所得者異動届出書の異動事由欄に記載された個人情報」の訂正拒否決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「給与支払報告書特別徴収に係る給与所得者異動届出書の異動事由欄に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成27年3月23日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成27年3月10日、異議申立人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、本件個人情報の訂正請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報訂正請求書に次のように記述している。

「法人税務課からの給与支払報告書特別徴収に係る給与所得者異動届出書の異動事由を『7. その他（休職期間満了）』に訂正をお願いします。

（趣旨及び理由）

本来の権利の行使を行いたいため。」

- ② 平成27年3月23日、実施機関は、給与支払報告書特別徴収に係る給与所得者異動届出書（以下「給与所得者異動届出書」という。）の異動事由欄の内容は現状で充足されており、訂正請求については応じることはできないとして、条例第36条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

- ③ 平成27年5月21日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成29年6月9日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述等によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 私は、厚生労働省管轄の職業安定所に証拠の書類を持参して、休職期間の満了であると、職業安定所所長により判定された。

- ② 公益財団法人福岡市学校給食公社（以下「公社」という。）は、私の給与所得

者異動届出書などの書類を退職として提出して、私が解雇で持っていた権利を剥奪している。

国民健康保険であれば、解雇は非自発となり、国民健康保険料の減免申請の権利があったが、退職とされたことから減免申請できなかった。

雇用保険であれば、解雇は非自発となり、待機期間の3か月は必要がなく、雇用保険の給付期間も330日分の給付となるが、今現在は150日となっている。

また、平成29年6月9日の当審議会審査請求部会においては、次のように主張し、訂正内容の変更を求めている。

- ③ 私は公社を解雇されたことから、異動事由「1. 退職」を「7. その他（休職期間満了）」に訂正するのではなく、「7. その他（解雇）」に訂正することを求める。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年5月19日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 給与所得者異動届出書は、給与支払者が給与所得者に給与の支払いを行わないこととなった場合に実施機関へ届出するものである。

給与所得者異動届出書の内容は、給与の支払いを受けなくなった者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち、既に徴収した月割額の合計額、徴収方法の切替に係る異動事由（退職、死亡、休職、転勤等）、その他賦課徴収上必要な事項となっている。

- ② 異議申立人が訂正を求めた内容は退職に至る経緯であり、徴収方法の切替に際し、退職に至る経緯は賦課徴収に必要な情報ではない。また、休職期間満了と訂正すると、休職期間満了後復職なのか退職なのか不明となり、徴収方法の切替ができないこととなる。

- ③ 本件個人情報市税の賦課徴収以外で利用することはない。よって異議申立人が主張する権利行使に影響を及ぼすものではない。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 給与所得者異動届出書について

- ① 給与所得に係る市県民税については、特別徴収によるものとされており（地方税法（以下「法」という。）第321条の3第1項）、市町村は、納税義務者に給与の支払いをする際に所得税を徴収して納付する者を特別徴収義務者として指定し、徴収の義務を負わせている（法第321条の4第1項、第321条の5第1項）。

しかし、納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払いを受けないことになった場合には、特別徴収義務者は、翌月以降の月割額を徴収して納入する義務

を負わない（法第321条の5第2項）。

給与所得者異動届出書は、この場合に、給与の支払いを受けなくなった納税義務者の氏名等必要事項を記載の上、特別徴収義務者が市町村に提出する書類である（法第321条の5第3項）。

- ② この提出を受け、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった税額は、普通徴収の方法によって徴収することになる（法第321条の7第1項）。

異動事由は、給与所得に係る市県民税の納入方法が特別徴収とされていることから、普通徴収へ切り替えることの正当性（退職等の理由によるものであり、本人の希望等によるものではないこと）を判断するために、記載させるものである。

(2) 本件個人情報の訂正の要否について

- ① 異議申立人は、平成27年3月10日付けの訂正請求において、給与所得者異動届出書の異動事由を「1. 退職」から「7. その他（休職期間満了）」に訂正することを求めていたが、平成29年6月9日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述において、異議申立人は公社を退職したのではなく、解雇されたことから、「1. 退職」を「7. その他（解雇）」に訂正することを求めた。

- ② 当審議会は、平成27年3月10日付けの訂正請求に対し実施機関が行った本件処分について審議するものであるから、「1. 退職」を「7. その他（休職期間満了）」に訂正することの要否について審議する。

- ③ 実施機関に確認したところ、給与所得者異動届出書の異動事由欄の「1. 退職」には、納税義務者の「解雇」、「休職期間満了後、解雇」、「退職勧奨による退職」、「休職期間満了後、退職勧奨による退職」、「自己都合による退職」、「休職期間満了後、自己都合による退職」などが含まれるとのことであった。

なお、「7. その他」は事業破産、事業廃業、事業休業、事業譲渡等の事業主側の事由による異動の場合に選択するものであるとのことであった。

- ④ 条例第35条は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。

異議申立人は、公社を休職期間満了後に解雇されたと主張していると解されるが、異議申立人が公社を退職したのではなく、休職期間満了後に解雇されたのだとしても、給与所得者異動届出書は「1. 退職」を選択することとなることから、当該記載内容が事実ではないとはいえ、本件個人情報の訂正請求に理由があるとは認められない。

- ⑤ なお、異議申立人は、口頭意見陳述において、「1. 退職」を「7. その他（解雇）」に訂正することを求めたため、念のため当該主張についても審議した

が、前述のとおり、「7. その他」は事業破産、事業廃業、事業休業、事業譲渡等の事業主側の事由による異動の場合に選択することとなるから、「7. その他（解雇）」に訂正を求めたとしても、訂正請求に理由があるとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年 6 月12日	実施機関から諮問
平成27年 8 月18日	実施機関から弁明意見書を受理
平成28年 1 月12日	異議申立人から反論意見書を受理
平成29年 4 月26日（第179回審査請求部会）	審議
平成29年 5 月19日（第180回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成29年 6 月 9 日（第181回審査請求部会）	異議申立人から意見聴取及び審議
平成29年 7 月21日（第182回審査請求部会）	審議